

昭和二十四年十二月一日  
答弁第八一号

(質問の 八一)

内閣衆甲第一四七号

昭和二十四年十二月一日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員福田昌子君提出インターン制度等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員福田昌子君提出インターン制度等に関する質問に対する答弁書

現在の医師実地修練制度は、施行後日がなお浅く、且つ過渡的に実地修練者の数が極めて多数に上るので幾多解決すべき問題があることは御指摘の通りであるが、この制度は、医師の資質を向上し、国民の健康を確保するため極めて重要な制度であるので、その運営については医師法の規定による医師実地修練審議会に諮り、実地修練施設の指定、実地修練者の採用、実地修練の内容等について、それぞれ方針を定め、極力修練施設の充実、修練内容の改善向上に努めている。特に実地修練の運営が円滑を欠いているのは、実地修練制度乃至実地修練方針の不徹底に基づく点が多いのにかんがみ、定期的に施設長と協議する機会を設け、あるいは随時個々の施設について、指導担当者、実地修練者等と協議懇談し、趣旨の徹底及び運営の改善向上を図っている。

又、医師国家試験制度については、実地修練制度との関連を考慮し、その改善について検討を加えつつある。なお、現在相当数の不合格者を出していることは遺憾であり、その減少は医学教育の内容充実にま

つべきものと思料するも、不合格者については、医師の資格を必要としない保健衛生業務への道に進むことが考えられる。

右答弁する。